

「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する 有識者会議設置要綱

（設置）

第1条 障害のある子供の教育支援の在り方についての課題や課題解決の方向性について、様々な分野から幅広く意見を聴取するため、「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

（構成）

第2条 有識者会議の委員（以下「委員」という。）は、別表のとおりとする。

（役割）

第3条 有識者会議は、障害のある子供の今後の教育支援の在り方に関し、必要な意見を述べる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

（座長及び副座長）

第5条 有識者会議に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選によりこれを定める。

3 座長は有識者会議を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 座長は、有識者会議を招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、有識者会議に必要な者の出席を求めることができる。

4 座長が必要と認めたものについては、事案の概要等を記載した書面を委員に送付し賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

（会議の公開）

第7条 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

（事務局）

第8条 有識者会議の事務局は、県立学校部特別支援教育課に置く。

2 有識者会議の庶務は、事務局において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月23日から施行する。

別表

「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議 委員

	氏名	所属・推薦依頼団体等
1	櫻井 康博	平成国際大学 非常勤講師
2	長江 清和	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター 上席総括研究員（兼）センター長
3	名越 斉子	埼玉大学 教育学部 特別支援教育講座 教授
4	高木 学	埼玉県医師会 常任理事
5	木立 美紀	中央児童相談所 副所長
6	岩田 泉	(埼玉県都市教育長協議会) 桶川市教育委員会 教育長
7	関根 光男	(埼玉県町村教育長会) 寄居町教育委員会 教育長
8	鈴木 美幸	(埼玉県公立小学校校長会) 久喜市立太田小学校 校長
9	田沼 良宣	(埼玉県中学校長会) 熊谷市立富士見中学校 校長
10	西野 博	(埼玉県高等学校長協会) 県立川越女子高等学校 校長
11	新井 由美子	(埼玉県特別支援学級等設置校校長会) 深谷市立岡部小学校 校長
12	小佐野 雅子	(埼玉県特別支援学校長会) 県立三郷特別支援学校 校長
13	新井 孝太郎	埼玉県 PTA 連合会 副会長
14	曾根 康乃	埼玉県特別支援学校 PTA 連合会 顧問

(敬称略)

合計 14 名